

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、表明・確約書及び暴力団排除条項、導入の効果について解説します。

◎ 備えていますか？準備は万全ですか？自分は暴力団等には関わりがないと、ほとんどの人が思いがちですが、いつ、どこで、何がきっかけで関わるか知れません。

当県民会議では、暴力団追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けて、企業・団体・個人の賛助を得てご加入をいただいております。皆様方のご要望にそえるように、多角的な事業活動の推進に努めてまいります。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

### ◎ 表明・確約書及び暴力団排除条項、導入の効果について

#### 1 表明・確約書及び暴力団排除条項

「表明・確約書」とは、契約する際に相手方から自分は「暴力団等反社会的勢力ではないこと」、「暴力団等反社会的勢力との関係がないこと」、「暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと」及び「下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと」等を項目ごとに表明させ、これに「違反した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無催告で解約に応じ」、「これによって生じた損害を自分の責任とする」ことを確約させる文書になります。

作成にあたっては、単に文書末尾に署名押印を求めるだけでなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為によって記録に残す」ことが重要なポイントとなりますので、項目ごとに、署名者本人に直接表明、確約《いたします・いたしません》の記載を求めるか、不動文字を丸で囲む方法をとることが重要です。「表明・確約書」を導入することによって、直接本人に、暴力団等反社会的勢力でないことを確認することができ、また、その過程で、疑いがあるか否かが分かることで、契約前に排除できることとなり、契約後に排除する契約書の暴力団排除条項とは違った効果があります。契約後に判明した場合には、「表明・確約書」に虚偽の記載をしたこととなり、契約の解除及び相手方への損害賠償請求や詐欺罪としての立件を容易にする効果があり、暴力団排除条項と併せて活用することが効果的です。

前掲の暴力団排除条項については、これを導入することで、事実上「コンプライアンス宣言」と同様の効果があります。また、契約時に契約の相手方を牽制し、偽装契約を抑制する効果があります。

そして契約後、相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合、契約解除の根拠となります。

このため、暴力団排除条項を導入し、活用していくことは「暴力団等反社会的勢力との関係を遮断する」ために極めて有効な施策なのです。

これに加えて、前掲の「表明・確約書」の作成・提出を求めることが、相手方の意思表示を更に明確にすることとなるので必ず導入する必要があります。

#### 2 表明・確約書導入の効果

平成26年4月、最高裁において、約款で暴力団からの貯金の新規預入申込を拒絶する旨定めている銀行の担当者に対して、暴力団員が暴力団員であるのに暴力団員でないことを表明、確約して、口座開設等を申し込み、通帳等の交付を受けた行為は、詐欺罪にあたるとして、有罪の判決が言い渡されました。これは、表明・確約書が有効に活用されたものです。